◎新潟県告示第92号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号）第２条第２項に規定する「基準該当製品」の基準（平成27年新潟県告示第91号）第１項に規定する「知事が定める製品の種類」を次のとおり定める。

平成27年１月30日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

お香、ハーブ、アロマ、アロマオイル、香水（フレグランス）、ビデオクリーナー、パイプクリーナー、バスソルト、バスパウダー、肥料、芳香剤、試薬、防虫剤、防虫シート、観賞用植物、観賞用標本、インセンス（香木）、活性剤、媚薬